

高崎市PTA連合会会則

第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、高崎市PTA連合会と称し、事務局を高崎市高松町35番地1 高崎市教育委員会社会教育課に置く。

(構成)

第2条 本会は、高崎市立小学校、中学校、特別支援学校の単位PTAをもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、単位PTAと共に児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本方針)

第5条 本会の基本方針は、次の通りとする。

- (1) 本会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、かつ営利を目的とする行為は行なわない。
- (2) 本会は、自主独立であって、他のいかなる団体の支配、統制も受けない。
- (3) 本会は、各単位PTAの自主性を尊重し、これらの活動に協力する。

(活動)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 各単位PTAの連絡・連携。
- (2) 好ましい教育環境の醸成と、児童・生徒の安全と福祉の推進。
- (3) 会員資質の向上の為の研修。
- (4) 関係機関、諸団体との連携・協調。
- (5) その他、PTAの目的達成のため、必要と認めた事項。

第二章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以上8名以内
- (3) 常任理事 4名以上8名以内
- (4) 担当校長 2名(小学校・中学校および特別支援学校より各1名)
- (5) 理事 8名(各ブロックより1名)
- (6) 監事 2名

尚、本部役員は、会長・副会長・常任理事・担当校長をもって構成する。

(任 期)

第8条 役員の任期は、1年（毎年4月1日から翌年3月31日）とする。

但し、再任を妨げない。役員欠員の時は本部役員会の審議により補充し、任期は残任期間とする。

(任 務)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総会及び各種会議を招集し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 副会長は、事業担当制とし、担当事業を総括する。
- (4) 副会長の内より専門委員長を選任し、担当委員会を総括する。
- (5) 常任理事は会長、副会長を補佐し会務の執行にあたる。
- (6) 担当校長は、会務の運営にあたる。
- (7) 理事は会務の執行にあたる。
- (8) 監事は、事業及び会計を監査する。

(顧 問)

第10条 本会は顧問を置くことができる。

- 2 顧問は歴代会長及び、学識経験者とし、会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(参 与)

第11条 本会は参与を置くことができる。

- 2 参与は本部役員経験者とし、会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は本会を代表して関係機関出向等する。

(役員を選出)

第12条 次年度役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・常任理事は、単位PTA本部役員経験者、候補者または市P連本部役員経験者であるPTA会員（児童生徒が在籍する）の中から推薦委員会により推薦される。
- (2) 推薦委員会より推薦された本部役員候補者は、総会又は臨時総会の承認により決定する。
- (3) 担当校長は、校長会より推薦され、総会の承認により決定する。
- (4) 監事は、本部役員経験者から選出され、総会又は、臨時総会の承認により決定する。
- (5) 理事は、単位PTA会長であること。
- (6) 理事は、各ブロックより推薦され、本部役員会の承認により決定する。

(推薦委員会)

第13条 推薦委員会の構成、運営については、次の通りとする。

- (1) 推薦委員会は各ブロックより1名、小・中・特別支援学校担当校長より1名。並びに、本部役員より1名、前年度推薦委員より1名をもって構成する。

- (2) 前年度推薦委員の1名は立会人とする。
- (3) 推薦委員の運営方法については、細則で定める。

第三章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会（定期総会、臨時総会）
- (2) 理事会
- (3) 本部役員会
- (4) 正副会議
- (5) 単位PTA会長会議
- (6) ブロック会議
- (7) 各種委員会

(総会)

第15条 定期総会は、年一回とし、臨時総会は、必要に応じて市P連会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、各単位PTA会長及び学校長をもって構成し、最高決議機関とする。
- 3 総会の決議は、定期総会・臨時総会共に、招集によるものとする。ただし、集まることが困難な状況で、招集ができないと市P連会長が判断したときは、書面（電磁的記録を含む）による決議とする。なお、効力はどちらも同じものとする。
- 4 総会の定足数は、会員の3分の2以上の出席者（委任状を含む）をもって成立し、議事出席者の過半数で決定する。
- 5 総会の任務は次の通りとする。
 - (1) 事業報告及び事業計画案の承認。
 - (2) 本部役員会の承認。
 - (3) 監事の承認。
 - (4) 決算及び予算の承認。
 - (5) 会則の変更。
 - (6) その他、本会の目的を達成するための事項を決定。

(理事会)

第16条 理事会は、第7条に定める役員をもって構成し、任務及び定足数などは次の通りとする。

- (1) 総会の決議に基づいて会務の執行。
- (2) 総会に付議する事項を審議。
- (3) 本部役員より付託された事項を審議。
- (4) 施行細則の変更。
- (5) その他、必要に応じて開催し、事項を審議。
- (6) 定足数は本部役員及び理事の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立し

議事は出席者の過半数で決定する。

(7) 表決権は本部役員及び理事が有する。

(本部役員会)

第17条 本部役員会は、本部役員をもって構成し、任務は次の通りとする。

- (1) 総会で決定された市P連事業を企画・立案し実施。
- (2) 理事会に付議する事項を審議。
- (3) 理事の承認。
- (4) その他、必要に応じて開催し、事項を審議。

(正副会議)

第18条 正副会議は、会長、副会長をもって構成し任務は次の通りとする。

- (1) 慶弔規程第2・3・4・5条に関わる件を協議及び審議。
- (2) その他、必要に応じて開催し、事項を協議。

(単位PTA会長会議)

第19条 単位PTA会長会議は、単位PTA会長をもって構成し、任務は次の通りとする。

- (1) 理事会・本部役員会・ブロック会議より提出された事項を協議。
- (2) その他、必要に応じて開催し、事項を協議。

(ブロック会議)

第20条 ブロック会議は、各単位PTA会長をもって構成し、任務は次の通りとする。

- (1) 理事会・本部役員会・単位PTA会長会議より提出された事項を協議。
- (2) 会長同士の情報交換・情報共有。
- (3) その他、必要に応じて開催し、事項を協議。

(委員会)

第21条 本会に次の委員会を置くことができる。

- (1) 専門委員会
 - ①家庭教育委員会
 - ②情報委員会
- (2) その他、必要と認められる委員会。
- (3) 専門委員会出向者は、各単位PTAから1名選出し委員会を構成する。

(任 務)

第22条 委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 総会で決定された事業の企画・運営。
- (2) その他、必要に応じた事業を実施。

(委員長)

第23条 委員会の招集及び議長は、次の通りとする。

- (1) 委員会は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

(表決権および表決順)

第24条 表決権を有する会議および表決順は以下の通りとし、議事は出席者の過半数で決定する。

- (1) 総 会（定時総会、臨時総会）
- (2) 理事会
- (3) 本部役員会

（構 成）

第25条 各委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 専門委員会は、各単位PTAの代表により構成し、委員長は担当副会長があたる。
- (2) 各専門委員会は、副委員長若干名、書記若干名を選出し、この会の運営にあたる。

第 四 章 ブロック

（ブロック）

第26条 高崎市立小・中・特別支援学校PTAを8つのブロック編成（第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八）とし、各ブロックはブロック長、副ブロック長各1名、書記2名を互選にて選出する。

- 2 ブロック長は、単位PTA会長ブロック会議の議長となり、会議の運営にあたる。
- 3 ブロック長は、役員（理事）となる。
- 4 副ブロック長は、ブロック長事故あるときに、ブロック長に代わってブロック会議の議長となり、会議の運営にあたる。

（構 成）

第27条 ブロック編成については、次の通りとする。

- (1) 第一ブロック（小＝8、中＝2、計10校）
下室田小、中室田小、上室田小、里見小、久留馬小、下里見小、宮沢小、倉渕小、榛名中、倉渕中
- (2) 第二ブロック（小＝9、中＝3、計12校）
箕輪小、車郷小、箕郷東小、金古小、国府小、堤ヶ岡小、上郊小、金古南小、桜山小、箕郷中、群馬中央中、群馬南中
- (3) 第三ブロック（小＝7、中＝3、計10校）
吉井小、吉井西小、多胡小、入野小、馬庭小、南陽台小、岩平小、吉井中央中、吉井西中、入野中
- (4) 第四ブロック（小＝7、中＝4、特別支援＝1、計12校）
新町第一小、新町第二小、大類小、京ヶ島小、滝川小、岩鼻小、矢中小、新町中、大類中、高南中、矢中中、高崎特別支援学校
- (5) 第五ブロック（小＝6、中＝4、計10校）
片岡小、寺尾小、南八幡小、倉賀野小、乗附小、城山小、片岡中、寺尾中、南八幡中、倉賀野中
- (6) 第六ブロック（小＝7、中＝3、計10校）
六郷小、西部小、八幡小、鼻高小、豊岡小、北部小、長野小、八幡中、豊岡中、

長野郷中

(7) 第七ブロック (小=8、中=3、計11校)

塚沢小、城東小、新高尾小、中川小、浜尻小、東部小、佐野小、中居小、中尾中、塚沢中、佐野中

(8) 第八ブロック (小=6、中=3、計9校)

中央小、北小、南小、東小、西小、城南小、第一中、高松中、並榎中

第五章 会計

(会費)

第28条 本会の会費は、単位PTAの負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてるとともに、単位PTAの負担金は、総会によって決定する。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第30条 本会の収支決算は、監事の会計監査を経て総会に提出し、承認を得るものとする。

第六章 会則の施行

(会則の改廃)

第31条 本会の会則改廃は、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

附 則

| | | | |
|------------|------|------------|------|
| 昭和41年4月1日 | 作成施行 | 平成26年5月14日 | 改正施行 |
| 昭和45年3月1日 | 改正施行 | 平成28年3月13日 | 改正 |
| 昭和49年4月27日 | 改正施行 | 平成28年4月1日 | 施行 |
| 昭和55年1月19日 | 改正施行 | 令和3年3月10日 | 改正施行 |
| 昭和61年1月25日 | 改正施行 | 令和7年5月14日 | 改正 |
| 平成4年1月23日 | 改正施行 | 令和8年4月1日 | 施行 |
| 平成7年1月20日 | 改正施行 | | |
| 平成18年1月12日 | 改正 | | |
| 平成18年4月1日 | 施行 | | |
| 平成19年3月20日 | 改正 | | |
| 平成19年4月1日 | 施行 | | |
| 平成19年5月23日 | 改正施行 | | |
| 平成21年3月19日 | 改正施行 | | |
| 平成22年3月19日 | 改正施行 | | |
| 平成23年3月17日 | 改正施行 | | |